

第6次原村総合計画  
第3期原村地域創生総合戦略  
策定方針

原 村

# 1 計画策定の趣旨

原村では、平成 28 年度に「人と自然と文化が息づく美しい村」を将来像とした第 5 次原村総合計画を策定し、様々な施策に取り組んできましたが、令和 6 年度で計画期間が満了となります。

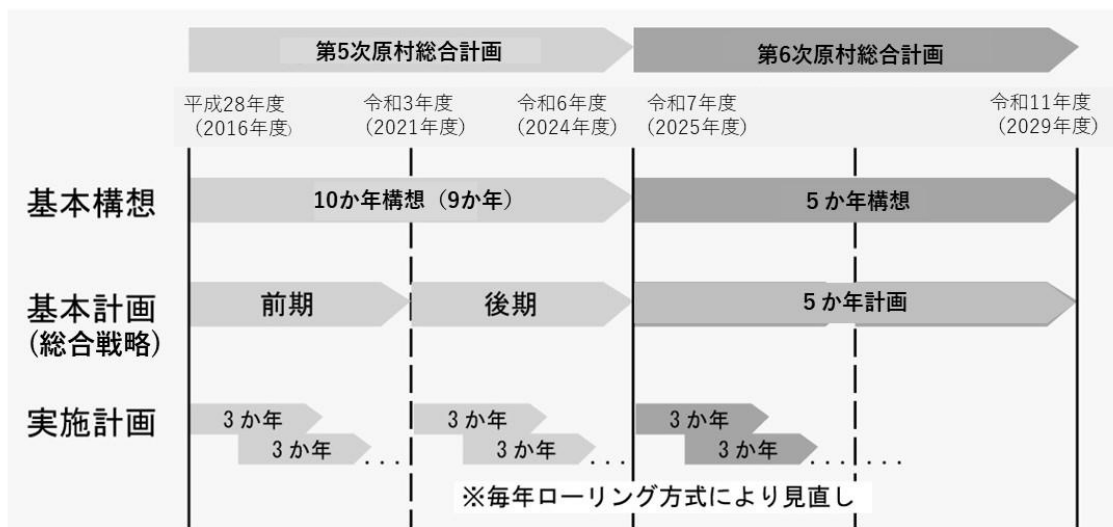
この間、人口の減少、少子高齢化、大規模災害、新たな感染症の流行、戦争など、著しい社会情勢の変化や、景観や環境保全及び防災意識の高まりなど、行政に求められる住民のニーズが多様化する一方で、国・地方自治体ともに深刻な財政危機に直面しており、依然として厳しい状況が続いています。

今後も、これまで以上に地域間競争が激化する中、誇りと自信を持ちながら自立した村づくりを進めていくためには、先人が守り、育んできた自然や歴史・文化などの「魅力」、地域住民の力を結集し活かした「地域力」、行政組織及び職員が連携した確かな「行政力」、それらを活かした新たなむらづくりプランが必要となっています。

そこで、住民と行政が協働しながら、これまでの取り組みを振り返りながら、これからの原村のあるべき姿（将来像）を掲げ、その実現に向けた総合的な指針・戦略として、第 6 次原村総合計画を策定します。

## <第 6 次原村総合計画・第 3 期原村地域創生総合戦略の計画期間>

近年の様々な要因により大きく変化する社会の動きに対応し、時代に合った村政運営を行うため、第 6 次原村総合計画及び第 3 期原村地域創生総合戦略は令和 7 年度（2025年度）を初年度、令和 11 年度（2029年度）を目標年度とする5年間の計画とします。



## 2 基本的な考え方

---

### (1) 第5次原村総合計画の基本構想を引き継ぐ計画

第6次原村総合計画については、全ての取り組みを刷新するのではなく、これまで取り組んできた第4次原村総合計画の達成状況、原村を取り巻く社会情勢の変化、将来予測等を踏まえ、新たな視点を加えつつ、引き継ぐべきものは継続してゆくための計画とします。

### (2) 総合計画の基本構想の法的な位置付け

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、総合計画の策定はそれぞれの地方公共団体の任意事務となりましたが、原村においては、総合的かつ計画的な「村づくりの基本となる指針」として、「総合計画基本構想」は議会の議決を得て決定するものとします。

### (3) 行政評価制度と連動した計画

- ・今後も施策の実施成果を具体的に検証できるよう、第6次基本計画には、明確な成果指標（目標値など）を設定します。
- ・計画策定後の行政評価による計画の進行管理が、住民から見て、より客観性を持ち、明瞭なものとなるよう留意します。

### (4) 住民の参画による計画づくり

第6次原村総合計画の策定に当たっては、住民の声を広く反映できるよう、アンケート調査や部門別ワークショップなどを通じて住民参画のもと計画づくりを進めます。また、アンケート結果の公表など策定の経過を公開しながら住民と情報を共有していけるよう留意します。

- ①住民アンケートの実施
- ②ワークショップの開催
- ③住民懇談会
- ④パブリックコメントの実施
- ⑤原村総合計画審議会

### (5) みんなが使える総合計画

住民がすぐに読めて、理解しやすい総合計画書にするため、できるだけ文章を簡潔明瞭に短く、わかりやすい表現にし、住民も職員もみんなが使える総合計画を目指します。

## (6) 実行性のある計画づくり

①現状分析を十分に行い、課題を明らかにして後期基本計画に反映します。

ア 住民ニーズ……上記（１）のとおり

イ 原村の特徴……RESAS(※１)による地域経済循環分析(※２)の実施、SDGs(※３)への取り組み

ウ 行政評価……施策や事務・事業の進捗状況や、達成状況を毎年確認できる体制をつくる

②村が取り組むべき課題に対して、「施策の重点化」を図ります。

ア 現状分析により明らかとなった村の課題について、「施策の重点化」を図ります。

イ 計画書の記述は、「わかりやすい言葉」で「具体的」かつ「簡潔」に表記します。

ウ 可能な限り「重要業績評価指数（KPI）」を設定することとします。

③総合計画（基本構想・基本計画・総合戦略・実施計画）と予算との連携を図り、効率的な施策や事務・事業を実施します。

(※１) RESAS……地域経済に関する様々なビッグデータ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を地図やグラフで分かりやすく「見える化（可視化）」したシステム

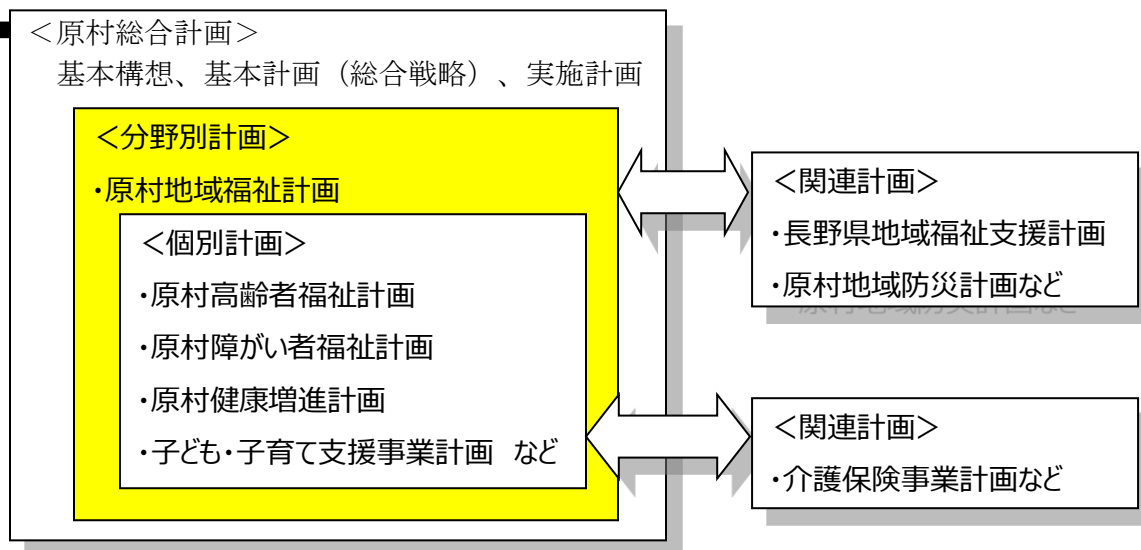
(※２) 地域経済循環分析……市町村ごとの「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」、「分配」及び「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態、地域外との関連性等を可視化する分析手法

(※３) SDGs……持続可能な開発目標。2030年までに全世界で達成することを目標としているSDGs17の目標

## (7) 行政計画と整合のとれた計画づくり

第6次原村総合計画の策定にあたっては、分野別計画、個別計画、関連計画などと整合を図ります。

### ■ 総合計画と各種計画との位置づけ（例）



### (8) 計画の進行管理について

基本計画及び総合戦略に掲げた政策及び施策については、P D C Aサイクル（※）によって、取組状況及び効果の評価・検証しながら進めます。効果検証において客観性を担保するため、基本目標や重要業績評価指数（K P I）を設定していきます。

<目的>

住民満足度を重視した施策・事業の展開

### ※ P D C Aサイクル

マネジメントの手法の一種で、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、このサイクルを繰り返しながら改善していく

#### ■ Plan（計画）

業務計画を作成し、計画の達成度を測る指標を決定します。

#### ■ Do（実行）

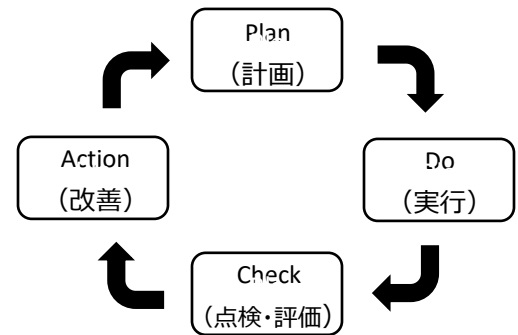
計画に沿って業務を行います。

#### ■ Check（点検・評価）

業務の実施が計画に沿っているかを確認します。

#### ■ Action（改善）

実施が計画に沿っていない部分を調べて改善策を講じます。



## 3 計画策定過程で重視する視点

第6次原村総合計画の策定は、以下の視点で進めます。

### (1) 柔軟で戦略的な計画づくり

施策の重要度、優先性を重視しながら、時代の潮流に合わせ、柔軟に対応することができる計画づくりをめざします。

### (2) 成果・実行性を重視した計画づくり

将来像や村づくりの目標と、達成に向けた、より効果的な取り組みを設定することにより、実行性や実現性の高い計画づくりをめざします。

(3) わかりやすい計画づくり

原村がめざす方向性をわかりやすく伝えることができるように、住民目線の施策体系による計画づくりをめざします。

(4) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた原村の歴史・文化を継承しながら、より独自性のある計画づくりを進めます。

(5) 総合戦略との一体化

原村地域創生総合戦略の内容を盛り込み、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成に資する内容とします。

## 4 計画策定の体制

---

(1) 総合計画審議会

村長の諮問機関として、計画の作成の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項など、重要事項に対して審議を依頼、答申をいただきます。

(2) 地域創生検討委員会

総合戦略の策定に関する事項について、調査審議をしていただきます。

(3) 庁内策定体制

■ 第6次原村総合計画策定委員会

総合計画の策定全般に関する検討、協議及び調整

構成： 委員長は副村長、委員は課長等、事務局は総務課企画振興係

必要に応じて担当者の出席を可能とする

■ 第6次原村総合計画策定委員会 専門部会

分野別に専門部会を設置

① 任務

ア それぞれの分野に関する施策や事務・事業の検討や協議、調整等を行います。

イ 必要に応じて関係者や住民にも参加を呼びかけることも可能とする。

② 構成

- ア 部会員は係長とし、部会員の中から正副部会長を互選、庶務は総務課企画振興係
- イ 必要に応じて、担当者の出席を可能とする

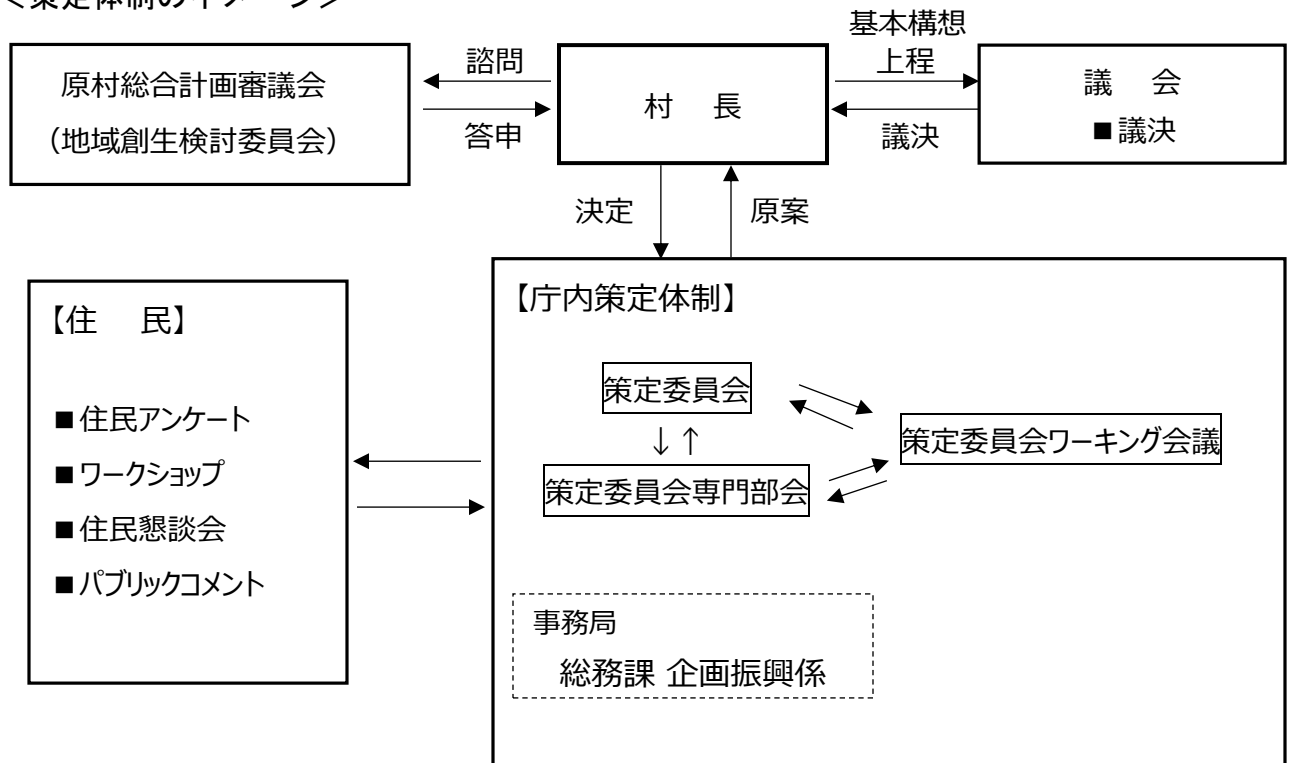
③種別

- ア 生活環境部会 (建設水道課、農林課、商工観光課、農業委員会事務局、総務課)
- イ 教育文化部会 (子ども課、生涯学習課、総務課)
- ウ 健康福祉部会 (保健福祉課、住民財務課、総務課)
- エ 産業振興部会 (農林課、商工観光課、農業委員会事務局、総務課)
- オ 村づくり部会 (住民財務課、会計室、議会事務局、消防室、総務課)

■第6次原村総合計画策定委員会 ワーキング会議

第6次原村総合計画の策定作業を円滑に進められるよう、意見交換や調整等を行う必要に応じて必要な委員で開催できることとする

<策定体制のイメージ>



## 5 計画策定のスケジュール（案）

年 度	主な作業内容	備 考
[令和5年度]	策定方針の検討（庁内連携依頼） 基礎調査（現状把握）の着手 住民意識調査（アンケート）の実施 第5次総合計画の検証作業（12～3月） 村長ヒアリング（12月） 課題まとめ、基本構想検討開始（2～3月） 分野別ワークショップ 5分野（1～3月）	社会情勢、村の現状把握ほか 18歳以上の男女1,800人、小中 高校生約200人を対象に実施済 アンケート結果・行政評価を活用し て分析 村づくり理念や重点施策の確認ほ か
[令和6年度]	基本構想案の作成（9月） 基本構想議会上程・議決（9月） ・基本計画・総合戦略案の作成（12月） 土地利用構想の作成（12月） パブリックコメント（12月） 第6次総合計画案の確定（3月）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 審議会 ……第6次原村総合計画（案）を諮問し、答申を受ける。12人以内</li> <li>■ 策定委員会 ……令和5年度に2回、令和6年度に2～3回程度予定</li> <li>■ 専門部会・ワーキング会議 ……策定の進捗状況により、5分野×2回程度予定</li> <li>■ 村長ヒアリング ……必要に応じて</li> <li>■ 議会への報告、上程 ……策定状況の報告、基本構想の議決</li> </ul>		